

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 24 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 4 月 28 日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
新城市	20 者	作手黒瀬字向山 17 番 17 ほか 57 筆
北設楽郡設楽町	2 者	津具字菅広 100 番 ほか 1 筆